

「公園スプリング遊具修繕業務」仕様書

(担当: 昌子、山口 TEL075-591-0013)

1 件名

公園スプリング遊具修繕業務

2 目的及び概要

本市が管理する西野山南畑公園において、既設スプリング遊具が破損により使用できない状況であるため、修繕を行うものである。

3 期間

令和8年8月14日まで

4 場所

京都市山科区西野山南畑町 地内

5 範囲

【別紙1】位置図及び【別紙2】現況写真

6 内容

・既設スプリング遊具一基の破損部分(取手・ゴム定着)を撤去し、新品へ交換(2か所)
(破損部分の運搬処分を含む。)

7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 本作業に必要な材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- 業務に伴い発生した廃棄物は、適正に処理するものとし、運搬費及び処分費は、本業務に含む。
- 近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないように留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

位置図

【別紙1】

京都市山科区西野山南畑町地内



● 業務箇所



・既設遊具の取手（ゴム定着）撤去・交換 2か所